

社会福祉法人白鳩学園役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人白鳩学園（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員等の報酬等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員及び評議員選任・解任委員会委員と併せて役員等という。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員等とは、役員等のうち常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬その他職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。
- 3 常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席し、職員としての給与等が支払われない場合においては、非常勤理事に準じて報酬等を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 当法人の全理事（常勤理事を除く）の報酬総額は、年間二十万円以内とする。

- 2 当法人の全監事の報酬総額は、年間十万円以内とする。
- 3 当法人の常勤理事の報酬月額は、別表1に定めるとおりとする。
- 4 非常勤役員等に対する報酬は、別表2に定める額とする。

(報酬の支給方法)

第5条 常勤理事に対する報酬等の支給時期は、各月分を翌月20日（その日が休日であるときはその前日）に支給する。

- 2 非常勤役員等に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった都度、また職務のため出張をした都度支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に（死亡により退任した者の報酬等にあつては、その遺族に）支給する。ただし、本人の同意が得られれば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 本規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第8条 本規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月16日より適用する。

この規程は、一部を改正し、平成30年6月21日から適用する。

別表1（常勤理事の報酬）

区 分	報 酬 額（月額）
理 事 長	400,000円

別表2（非常勤役員等の報酬）

(1) 評議員、評議員選任・解任委員会委員

区 分	報 酬 額（日額）
評議員会及び委員会への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

(2) 理 事

区 分	報 酬 額（日額）
理事会への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

(3) 監 事

区 分	報 酬 額（日額）
理事会への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円